

香港日本料理店協会規約

第一章 規定

第一条 当組織を日本料理店協会と称す。(以下、協会)

第二条 当協会の事務局は、A3 6F, Phase 1, Tsing Yi Ind. Centre, Tsing Yi Island, N.T., Hong Kong に置く。

第三条 当協会の目的は、以下に挙げる事項により、月例会議を開くことにある。

- (1)当協会の構成員（会員）の経営水準の把握
- (2)日本食品の地元浸透性の促進
- (3)各店舗の従業員の臨時給与の交付に関する討議
- (4)各店舗の従業員のための年季計画の設定

第二章 会員

第一条 正会員

正会員は日本料理店を営む者であり、国籍、性別を問わず、21歳を超える者で、協会規約に慎んで順守する者をもって構成する。

第二条 準会員

準会員は、工場、商店、会社或いは、日本料理店に関わる店舗経営をしている者で、国籍、性別を問わず、21歳を超えている者で協会規約に慎んで順守する者で構成する。

第三条 入会希望者

正会員、準会員共に、入会を希望する者は、協会の発行する入会申込書を提出の上、日本料理店協会幹部役員により承諾、規定料金（入会金）納入後、正式に入会し、会員となる。

第四条 会員の権利

(1)正会員

選挙、被選挙、推薦、立候補、投票、懲免の各権利を有する。

(2)正会員及び準会員

前章、第三条で規定されている通り、給与に関する権利を有す。

第五条 会員の義務

(1) 会員規約並びに、定例会議、臨時会議で可決された事項に従う義務を有する。

(2) 会費の徴収

会員は、承諾の上、年会費 HK\$2400、もしくは、半年間会費 HK\$1200 を支払う義務を有する。

第三章 組織、機能、権限

第一条 協会の最高権限は、幹部役員がその機能を果たせない間定例会議に、属するものとする。

第二条 幹部は、定例会議で選出された、幹部役員の中で、構成される。

幹部役員の中より、顧問、議長、秘書、会計を選出する。

第三条 協会の、幹部構成員全ては、無料奉仕を原則とする。事務局設置期間は、一年を期限とし、満期後、再度、選出する。

幹部役員は、協会の給与所得者になるのみならず、協会からの一切の報酬をも、受託してはならない。

第四条 議長が不在の場合は、同時に、秘書が、その任務を代行する。

第五条 協会は、必要に応じて、従業員を雇用することが出来、その場合の雇用、解雇、給与に関する事項は、幹部役員により決定される。

第六条 定例会議の機能と、権限は、以下に定める通りとする。

(1) 協会規約における、修正案の可決

(2) 幹部役員を選出

(3) 協会の進展度合いと、財政報告を討議の上、採決

(4) 必要に応じての、在職役員の変更等

第七条 幹部役員機能と権限

(1) 定例、並びに臨時会議により可決された、決定事項の整備

(2) 予算案の準備

(3) 従業員の雇用、解雇、給与に関する事項の決定

(4) 定例会議への推薦状の作成

第八条 各幹部役員機能と権限

(1) 議長は、協会を代表する者であり、協会の活動に於いて、幹部構成役員を統括し、その活動の責任全

てを有し、同時に全ての会議の最終決定権を有する。

(2)秘書は、重要書類、証券、印鑑を安全の下に保管し、会議の詳細を記録し、議事項目を編集しなければならない。

(3)会計は、協会の財政一切を司り、毎年、会計監査による決算報告を年度会議以前15日間にまとめなければならない。

(4)会計監査は、協会のあらゆる会計を監査する。

(5)顧問はその時々により、議会に出席し、第一章、第三条で述べる目的を達成させるべく助言する。

第四章

第一条 定例会議は、毎年4月に開くものとし、議長が召集する。協会会員は、会議が開かれる7日前までに、書類郵便で会議要項を通達される。

定例会議は、過半数の会員の出席をもって定数とし、定員の欠陥があれば会議は延期され、7日以内に再び召集される。この場合、出席会員は再び書類により通達されいかなる理由があれど会員は定数確保のため出席せねばならない。

第二条 臨時会議は、全協会会員のうち、幹部役員の半数を超える者で作成された要望書をサイン添付の上、議長に提出することにより開かれる。

議長は、要望書を受理した後、15日以内に臨時会議を開く旨の会合を催す。この場合、会議は要望書に沿って開かれるものであり、討議及び議決は、記載事項に沿うものとする。

臨時会議の定数、並びに運営方法は、定例会議と同様に行うものとする。

第三条 いかなる会議も、先に記された幹部役員の過半数の承認の元に運営される。

もし、議長選出の際、同数投票が生じた場合、決定権は幹部役員に委ねる。

第五章 選挙

投票により、最高数を獲得した者の順により、議長、顧問、秘書、会計とする。

それより、事務局はその管理を選出者に委ね、事務局の関係書類は協会の管理下に置く。

第六章 報酬と罰則

第一条 幹部役員は、定例会議の承認の下で、積極的に奉仕する旨の書類を提出しなければならない。

第二条 会員は、以下に挙げる事項のうち、一項目でも該当する行為を取った場合、定例会議の承認の下、幹部役員により、協会より警告、放逐される。

(1)当会員規約、及び定例会議、並びに臨時会議の可決事項に反する行為を取った場合。

(2)地域社会の条例、法令に違反し、有罪となった者。

(3)協会の名を罰則行為で不正に適用し、著しく名誉を毀損した場合。

(4)会費の納入を1年間滞納している者。

第三条 自発的、及び強制的に協会より退会を命じられた者の会費は返還しないものとする。もし、その者が幹部役員であれば、自動的にその地位を失う。

第七章 基金の使用

協会の基金は、協会の必要とする周期的経費に充て、或いは、前出の「目的」の項で定められたものに使用されるものであり、それ以外に使用されてはならない。

第八章 債務と負債

もし、協会に負債が生じた場合、その時点で任期内にある幹部役員の手で処理されなければならない。

第九章 付録

第一条 協会が解散しようとする場合、その決定権は定例会議、または臨時会議にあり、全協会の半数を超える者の同意が必要である。いかなる協会の残りの資金も、解散に

より、地域の慈善団体に寄付するものとする。

第二条 当規約のいかなる修正案も、施行される前に、定例会議または臨時会議で可決され、協会の権威により是認されたものでなければならない。

FORM 3 [RULE 3]

SOCIETIES ORDINANCE
(CHAPTER 151)
CERTIFICATE OF REGISTRATION

It is hereby certified that the society known as
Hong Kong Japanese Restaurant Association 香港日本料理協會
(Name of society)

c/o Restaurant Yamato Ltd. Queen's Building, Queen's Road, Hong Kong
(Address of society)

is registered in accordance with the provisions of section 5 of the Societies Ordinance.

Dated this 18th *day of* December *, 19* 79.

(H. J. Beat)
Registrar of Societies | Assistant Registrar of Societies

CP/SR/19/51B4
Pub. 188/360 (8/77)

香港政府の公認団体として認定された登録証明書